

【タイ】 タイにおける特許法改正案（意匠パート含む）に対するパブリックコメントの募集について（続報 2）

2020 年 10 月 7 日

ジェットロ・バンコク事務所

事務局より、パブリックコメント中のタイ特許法改正案（SEAIPJ496 参照）について続報をお知らせします。

タイ知的財産局は、特許法の改正案を公表し、2020 年 9 月 30 日から 10 月 31 日までの間パブリックコメントを募集することとした。

同改正案における改正点は以下のとおりである。

- (1) 「意匠」の定義を明確な内容に改正増補して、保護範囲を部分意匠にまで拡大し、また「本意匠」の定義を追加する(第 3 条の改正増補)。
- (2) 公然となっているものの審査に関する条項を改正増補する(第 6 条の第 2 段落の(1)、(2)、(4)及び(5)の改正増補、並びに第 6 条の第 3 段落及び第 19 条の廃止)。
- (3) 初回出願日の権利留保請求を改正増補する(第 6/1 条の追加及び第 19 条の 2 の廃止)。
- (4) 特許法に基づき保護されないものを追加して、人又は動物の病気を治療するための外科手術、及び公序良俗、国民の保健、衛生、平安に反して利益を追求する発明、又は環境に重大な損害を与える発明を含めるようにする(第 9 条の(4)及び(5)の改正増補)。
- (5) 発明特許出願人に出所を記し、利用前の許可申請及び利益配分の合意に関する書類を特許出願書と共に提出させる規定を追加する(第 17/1 条の追加)。
- (6) 第 32/1 条に基づく公開前に、特許出願人が自身の出願書の分割を請求できるよう改正増補する(第 20 条の改正増補)。
- (7) 局長に特許出願書の審査及び発明の審査における基準、方法及び条件を制定する権限を付与するよう改正増補する(第 24 条の改正増補)。
- (8) 係官が、単一の発明と見なせるほどの相互関連性を持たない発明の分割を命じる場合の、出願書の分割プロセスを改正増補する(第 26 条の改正増補)。
- (9) 係官の命令及び出願書の修正・追加期間の延長における時間枠に関する条項を改正増補する(第 27 条の改正増補)。
- (10) 発明特許出願書の一次審査に関する条項を改正増補する(第 28 条の改正増補)。
- (11) タイ王国における特許出願日から 18 ヶ月以内に、初回の発明特許出願公開を行うよう時期を規定する(第 28/1 条の追加)。
- (12) タイ王国における特許出願日から 3 年以内に、係官に発明審査請求する義務を課すよう改正増補する(第 29 条の改正増補)。

(13) 係官の発明審査に用いるための証拠書類の提出制度を追加する(第 31 条の改正増補)。

(14) 発明特許出願の実体審査プロセスを改正増補して、発明及び特許出願書の登録受理の公開を命じるよう規定し、また特許証の交付プロセスを改正増補する(第 30 条、第 33 条及び第 34 条の廃止、並びに第 32/1 条及び第 32/4 条の追加)。

(15) 特許出願に対する異議申立制度を改正増補し、2 回目の公開日から 90 日以内(特許証の交付前)にできるようにする。ただし、異議申立書又は反論書の提出及び審判は局長が告示する規定に従うものとする(第 32/2 条及び第 32/3 条の追加)。

(16) タイ王国における特許出願日前の善意の事業運営及び事業運営できる段階に至るまでの準備、並びにタイ王国内において既に存在する量又は使用できる段階まで準備した量に対する以後の製造、使用、販売、販売提案又は輸入に関する特許権侵害の適用除外について改正増補し、また航空機の建造、作業に関する設備又は他の設備の使用に関する特許権侵害の適用除外を、乗り物の建造、作業に関する設備又は他の設備の使用に関する特許権侵害の適用除外から分離する。さらに、タイ王国内で特許を取得した発明である航空機の修理のための設備の設置、又は予備部品若しくは設備の保有を特許権侵害の適用除外として追加する(第 36 条の第 2 段落の(2)及び(6)の改正増補、並びに(6/1)の追加)。

(17) 軽微な誤り又はミスを含む状態で交付された特許証の修正に関する条項を追加する(第 37/1 条の追加)。

(18) 法律で定める項目が記載された特許使用許諾契約書を係官に届出て登録することを規定する(第 41 条の改正増補、及び第 41/1 条の追加)。

(19) 年間手数料が支払われない特許証又は小特許証に対して、それらの取消しを特許委員会に提案する代わりに、局長が取消し命令を出せるようにし、また特許委員会が局長の命令を取消して年間手数料の支払を許可する場合に、特許権者又は小特許権者に年間手数料の支払と共に、年間手数料の 50%を追加支払する義務を課すよう改正増補する(第 43 条の第 4 段落及び第 5 段落の改正増補)。

(20) 条件、権利の制限及び報酬額の規定に同意しない場合に、局長の裁定に対する不服申立の期間について改正増補する(第 45 条の第 3 段落)。

(21) 特許に基づく権利行使に関する条項をより明確にするよう改正増補する(第 48 条の廃止、及び第 49 条、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条の改正増補、及び第 50/1 条の追加)。

(22) TRIPS 協定改正議定書(Protocol Amending the TRIPS Agreement)に基づき調合薬を輸出するための特許に基づく権利行使に関する条項を追加する(第 51/1 条の追加)。

(23) 2009 年特許協力条約に基づく発明保護請求に関する省令による原則を適用することによる、特許協力条約に基づく国際出願に関する条項を追加する(第 55/1 条、第 55/2 条、第 55/3 条、第 55/4 条、第 55/5 条、第 55/6 条、第 55/7 条、第 55/8 条及び第 55/9 条の追加)。

(24) 公然となっているものの審査における条項を改正増補する(第 57 条の(1)、(3)、(4)及び(5)の改正増補)。

- (25) 公然となっているものの例外を規定する(第 57 条の(2)の改正増補)。
- (26) 初回出願日の権利留保請求における基準、方法及び条件に関する条項を見直す(第 60 条の 2 の廃止、及び第 57/1 条の追加)。
- (27) 特許出願書に関する条項を改正増補する(第 59 条及び第 60 条の改正増補)。
- (28) 意匠特許出願人が自身の出願書の修正・追加又は分割を申請できるように規定し、また係官が意匠特許出願書の分割を命じる場合の出願書の分割プロセス及び出願書の分割結果を追加することを規定する(第 60/1 条、第 60/2 条及び第 60/3 条の追加)。
- (29) 意匠特許出願人が、自身が出願した意匠を、後に関連意匠とするよう申請する場合に対する基準、方法、条件及び結果を規定する(第 60/4 条の追加)。
- (30) 意匠特許の審査、及び出願審査における係官の命令、並びに命令順守のための期間及び命令を順守しない場合の結果に関する条項を規定する(第 60/5 条及び第 60/6 条の追加)。
- (31) 意匠特許出願人が公開を一定期間延長申請できることを規定する(第 60/7 条の追加)。
- (32) 意匠特許出願の審査プロセス、及び出願の公開に関する条項を見直す(第 61 条の改正増補)。
- (33) 意匠特許出願に対する異議申立書の審判プロセス及び方法、並びに特許証の交付を規定する(第 61/1 条、第 61/2 条及び第 61/3 条の追加)。
- (34) 意匠特許の保護期間を改正増補し、当初の保護期間を 5 年とし、1 回につき 5 年の更新を 2 回可能にして、計 15 年とすることを規定する(第 62 条の改正増補)。
- (35) 意匠特許権者の権利を侵害する行為に関する条項を、新たに見直す条項と整合するよう見直す(第 62 条の 2 の廃止、及び第 62/2 条の追加)。
- (36) 意匠特許の更新手数料及び追加手数料の支払プロセス及び期間、並びに意匠特許の失効、止むを得ない事情による更新手数料支払期間の延長申請を規定する(第 62/1 条の追加)。
- (37) 特許権者の権利を改正増補し、また特許権者の権利侵害の適用除外を規定する(第 63 条の改正増補及び第 63/1 条の追加)。
- (38) 意匠特許の範囲に関する条項を規定する(第 63/2 条の追加)。
- (39) 本意匠及び関連意匠特許の譲渡及び使用許諾の条件を規定し、また当該の条件に従わない場合の結果を規定する(第 63/3 条及び第 63/4 条の追加)。
- (40) 第 56 条に基づく新しい意匠に当たらないため、不適切に交付された意匠特許証の取消しを局長に申請する手順を規定する(第 63/5 条の追加)。
- (41) 意匠特許に関する第 3 章に準用する、発明特許に関する第 2 章における条項を改正増補する(第 65 条の改正増補)。
- (42) ハーグ協定に基づく意匠の国際登録に関する条項を規定する(第 65/1 条、第 65/2 条、第 65/3 条、第 65/4 条、第 65/5 条、第 65/6 条、第 65/7 条、第 65/8 条、第 65/9 条、第 65/10 条及び第 65/11 条の追加)。
- (43) 特許から小特許へ、又は特許から小特許への特許区分の変更申請の時間枠を改正増

補する(第 65 条の 4 の改正増補)。

(44) 小特許出願審査の手順を改正増補する(第 65 条の 5 の改正増補)。

(45) 小特許の審査請求について、小特許出願日から 6 年以内に任意の人が審査請求できるよう改正増補する(第 65 条の 6 の改正増補)。

(46) 小特許に関する第 3 章の 2 に準用する、発明特許に関する第 2 章における条項を改正増補する(第 65 条の 10 の改正増補)。

(47) 任期満了に伴い退任する特許委員会の有識者委員に、新しく任命される有識者委員が就任するまで、職務を続けてもらうことを追加する(第 67 条の第 3 段落の追加)。

(48) 特許委員会の義務及び権限、不服申立及び特許委員会の裁定又は命令を改正増補し、特許及び小特許の審査手順の見直し、年間手数料を支払わない特許の取消し命令、特許に基づく権利行使の手順と整合させ、また特許委員会に不服申立に対する審判の規則、方法の決定権を付与することに関する原則を追加する(第 70 条の(2)、第 72 条、第 73 条及び第 74 条の改正増補)。

(49) 発明登録及び特許証又は小特許証の交付が自身の発明と同じであること、並びに自身が上記の特許出願日又は小特許出願日と同じ日に小特許出願又は特許出願を行っていることについて審査請求する期間を改正増補し、特許の審査請求の場合は、第 32/1 条又は第 65 条の 5 に基づく公開日から 90 日以内に行うものとする(第 77 条の 7 の改正増補)。

(50) 受取確認付書留郵便で送れない場合の、書面の送付方法を規定する(第 78/1 条の追加)。

(51) 各種申請及び手続きを電子的手段で行えることを追加する(第 78/2 条の追加)。

(52) 申請は局長の規定に従う書式により行い、またコピーをとる義務を課すよう改正増補する(第 79 条の改正増補)。

(53) 新たに追加する申請又は請求に対して手数料を徴収するよう改正増補する(第 80 条の改正増補)。

(54) 特許法末尾の手数料率を見直す。

情報公開日

2020 年 9 月 30 日

URL 等

パブリックコメントの募集に関する通知

[https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft\\_Patent/NotificationDIP.pdf](https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/NotificationDIP.pdf)

パブリックコメントの募集に関する情報

[https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft\\_Patent/Detail.pdf](https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/Detail.pdf)

特許法（意匠部分含む）改正案

[https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft\\_Patent/Draft\\_Patent.pdf](https://www.ipthailand.go.th/images/2563/Draft_Patent/Draft_Patent.pdf)

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。